

消防消第25号
平成20年2月21日

各都道府県消防防災主管部長様

消防庁消防・救急課長

緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱の改正について（通知）

消防庁では、消防職員の惨事ストレス対策として、平成15年度に、緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱を定め、これに基づき、各消防本部の求めに応じて精神科医等の専門家を派遣し、必要な助言等を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を運用しているところですが、この度、派遣要綱を別添のとおり改正いたします。

つきましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む）に対し、この旨、周知いただくとともに、制度の活用も含め、適切な惨事ストレス対策に取り組まれるようお願いいたします。

改正内容

- 1 要綱中の語句 「消防本部」を「消防本部等」に改める。
- 2 要綱中の語句 「消防課長」を「消防・救急課長」に改める。
- 3 要綱中の語句 「消防課」を「消防・救急課」に改める。

総務省消防庁消防・救急課
職員第一係 黒岩・池戸
TEL 03-5253-7522
FAX 03-5253-7532
E-mail s.ikedo@soumu.go.jp

緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱

改正 平成20年3月1日

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害、特殊災害等が発生した場合において、現地の消防本部等の惨事ストレス対策を支援するため、消防庁が行う緊急時メンタルサポートチームの派遣に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(緊急時メンタルサポートチーム)

第2条 緊急時メンタルサポートチームは、派遣対象とする災害等の事案の性格、規模等に応じて、消防庁があらかじめ登録した精神科医、臨床心理士等に要請して、編成するものとする。

2 前項の登録は、消防職員の惨事ストレス対策に協力の意思を有する精神科医、臨床心理士等の任意の申し出に基づき、消防庁消防・救急課長（以下「消防・救急課長」という。）が行うものとする。

(登録簿の管理及び写しの送付)

第3条 消防・救急課長は、前条の規定により登録した者を記載した登録簿を作成し、これを適正に管理するものとする。

2 消防・救急課長は、全国の消防本部等に対して、必要に応じ、前項の登録簿の写しを送付することができる。

(派遣の決定)

第4条 消防・救急課長は、消防職員への強い心理的影響が危惧される大規模災害、特殊災害又は多数の死傷者を生じた災害等の発生を覚知した場合は、発災地の消防本部等に対して、緊急時メンタルサポートチームの派遣希望の要否を打診するものとする。

2 前項の打診を受けた消防本部等が、緊急時メンタルサポートチームの派遣を希望する場合においては、消防・救急課長は、緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、発災地の消防本部等から派遣の要請があり、かつ、消防・救急課長が必要があると認めるときは、消防・救急課長は、緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定することができる。

(協力要請)

第5条 消防・救急課長は、前条により緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定し

た場合は、必要となる派遣人数や消防本部等の所在地等を勘案し、第2条により登録された者に対して、発災地における対応について協力を要請するものとする。

(派遣先における活動)

第6条 前条の規定に基づく消防・救急課長の協力の要請を承諾した者は、派遣先として指定された消防本部等に赴き、当該消防本部等と密接な連携を図りつつ、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 任意に参加を希望する消防職員を対象とした惨事ストレスの緩和並びに急性ストレス障害及び外傷後ストレス障害の発生予防、軽減等を目的とするグループミーティングの進行
 - (2) 前号のグループミーティングの結果等に基づき、消防本部等を対象として行う配意すべき事項の助言及び情報の提供
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、消防・救急課長が必要と認める活動
- 2 緊急時メンタルサポートチームの活動は、消防職員個人に対する診療に及ばないものとする。
- 3 緊急時メンタルサポートチームとして派遣された者は、第1項の活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(経費)

第7条 緊急時メンタルサポートチームの派遣に要する経費は、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣を受けた消防本部等との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。

(庶務)

第8条 緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、緊急時メンタルサポートチームの派遣に関し必要な事項は、消防・救急課長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。